

アップルハートリビング飯塚2号館 価格表

2024年11月1日より改定

*お部屋の向きや景色など環境の違うタイプのお部屋がA～Fと6種類ございます。

	居室 A	居室 B	居室 C
① 家賃(非課税)	42,500円/月 1,416円/日	43,500円/月 1,450円/日	44,000円/月 1,466円/日
② 共益費(非課税)	10,890円/月 363円/日	10,890円/月 363円/日	10,890円/月 363円/日
③ 生活支援費(税込)	42,570円/月 1,419円/日	42,570円/月 1,419円/日	42,570円/月 1,419円/日
④ 食 事(税込) (30日3食摂食の場合)	59,820円/月	59,820円/月	59,820円/月
	朝食595円	昼食648円	夕食751円

食事を30日摂取した場合 合計 ①+②+③+④	155,780円	156,780円	157,280円
食事を利用されない場合 合計 ①+②+③+※1	116,270円※	117,270円※	117,770円※

- 各居室でご使用の、水道光熱費は入居者様のご負担となります。
- 日額については、月の途中で入居もしくは退去された場合に適用します。
- 生活支援費、食事(30日摂食)、食事提供(基本料)に関する費用は、消費税が必要となり、税込で記載しております。
- 消費税軽減税率は1食税抜き670円以下、1日の食事の累計2,010円以下の場合軽減税率対象で8%課税のままになります。但し、この消費税軽減税率の対象となる飲食料品の提供は、「朝食・昼食・夕食」の食費のみとします。それ以外の飲食料品の提供は、消費税軽減税率の対象外とします。
- ご家族等入居者以外の食事は消費税軽減税率の対象外(10%)です。

※1食事を利用されない場合でも食事提供運営費として、食事提供(基本料)の20,310円/月をご負担いただきます。

食事提供(基本料)は、日額食事代の10日分を基本料としており、食事を召し上がっていない金額のみについては消費税軽減税率対象外(10%)となります。食事を召し上がった分は軽減税率対象の8%課税となります。

共益費	* 廊下、エレベーター、談話室等の電気代や共用部の水道代。 * 入院や外泊等で、ご不在時でもご負担いただきます。
生活支援費	* 1日1回以上の安否確認や生活相談、24時間の緊急コール体制や、その他の臨時的な生活支援費。 * 日額については、月の途中で入居もしくは退去された場合に適用します。 * 入院の場合のみ一部日割り対象のサービスがあります。

■在宅介護サービスをお使いになった場合(介護保険サービス)

- ・要介護度に応じて、月々利用できるサービスの限度額が異なり、1～3割(年収により変動)が、自己負担となります。下記の支給限度額の表をご参照下さい。



区分支給限度基準額(1割負担額の例)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5,032円	10,531円	16,765円	19,705円	27,048円	30,938円	36,217円

■ ご入居時に必要な費用について

	居室 A	居室 B	居室 C
敷 金 (家賃の4か月分)	170,000円	174,000円	176,000円

アップルハートリビング飯塚2号館 価格表

2024年11月1日より改定

*お部屋の向きや景色など環境の違うタイプのお部屋がA～Fと6種類ございます。

	居室 D	居室 E	居室 F
① 家賃(非課税)	44,500円/月 1,483円/日	45,000円/月 1,500円/日	46,000円/月 1,533円/日
② 共益費(非課税)	10,890円/月 363円/日	10,890円/月 363円/日	10,890円/月 363円/日
③ 生活支援費(税込)	42,570円/月 1,419円/日	42,570円/月 1,419円/日	42,570円/月 1,419円/日
④ 食事(税込) (30日3食摂食の場合)	59,820円/月	59,820円/月	59,820円/月
	朝食595円	昼食648円	夕食751円

食事を30日摂取した場合 合計 ①+②+③+④	157,780円	158,280円	159,280円
食事を利用されない場合 合計 ①+②+③+※1	118,270円※	118,770円※	119,770円※

- 各居室でご使用の、水道光熱費は入居者様のご負担となります。
- 日額については、月の途中で入居もしくは退去された場合に適用します。
- 生活支援費、食事(30日摂食)、食事提供(基本料)に関する費用は、消費税が必要となり、税込で記載しております。
- 消費税軽減税率は1食税抜き670円以下、1日の食事の累計2,010円以下の場合軽減税率対象で8%課税のままになります。但し、この消費税軽減税率の対象となる飲食料品の提供は、「朝食・昼食・夕食」の食費のみとします。それ以外の飲食料品の提供は、消費税軽減税率の対象外とします。ご家族等入居者以外の食事は消費税軽減税率の対象外(10%)です。

※1 食事を利用されない場合でも食事提供運営費として、食事提供(基本料)の20,310円/月をご負担いただきます。
食事提供(基本料)は、日額食事代の10日分を基本料としており、食事を召し上がっていない金額のみについては消費税軽減税率対象外(10%)となります。食事を召し上がった分は軽減税率対象の8%課税となります。

共益費	* 廊下、エレベーター、談話室等の電気代や共用部の水道代。 * 入院や外泊等で、ご不在時でもご負担いただきます。
生活支援費	* 1日1回以上の安否確認や生活相談、24時間の緊急コール体制や、その他の臨時的な生活支援費。 * 日額については、月の途中で入居もしくは退去された場合に適用します。 * 入院の場合のみ一部日割り対象のサービスがあります。

■ 在宅介護サービスをお使いになった場合(介護保険サービス)
・要介護度に応じて、月々利用できるサービスの限度額が異なり、1～3割(年収により変動)が、自己負担となります。下記の支給限度額の表をご参照下さい。
区分支給限度基準額(1割負担額の例)



要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5,032円	10,531円	16,765円	19,705円	27,048円	30,938円	36,217円

■ ご入居時に必要な費用について

	居室 D	居室 E	居室 F
敷金 (家賃の4か月分)	178,000円	180,000円	184,000円